

## 第3回あいち水循環再生検討会会議録

### 1 日時

平成17年12月12日(月)午後1時30分から午後3時10分まで

### 2 場所

愛知県三の丸庁舎 会議室601

### 3 出席者

#### (1) 委員

藤江座長、愛知委員(代理:福岡達治 環境保全課長)、井上委員、宇治原委員、尾中委員、神谷委員、近藤健委員、近藤元博委員、竹中委員、寺本委員、富永委員、秀島委員(以上12名)

#### (2) 事務局(愛知県環境部)

坂部技監、(水環境課)山田課長、瀨瀨主幹、高林課長補佐、渡邊主任主査、牧主査、原野主任、丹羽技師

### 4 傍聴人等

7名

### 5 議事

#### (1) 県民ヒアリング結果について

- ・資料1について事務局から説明。

#### <ヒアリング結果についての感想等>

座長:ヒアリングでの発表意見をおおまかにまとめると、水環境・自然環境に関心を持ってもっと接する必要があるということ、水をもっと賢く使おうということ、健全な水循環を再生するためには地域に適した対策を実施していく必要があるということ、その対策を地域で実施していくためには、人と人、人と行政、人と社会などの地域の中でしっかりと連携する必要がある、行政はいろいろな部分を補足しながら、適切に行政立案していくことが役割として重要である、という意見であったと思う。発表者の方々には、いろいろなことを考えていただき、さらに、発表に際し随分準備をしていただいたようで、非常に感心した。

#### (2) あいち水循環再生基本構想案について

- ・資料2により第2回検討会で指摘された意見等に対する見解を、資料3、4によりあいち水循環再生基本構想案について事務局から説明。

< 質疑応答 >

( 資料 4 の内容について質疑応答 )

委員：構想のめざす姿の中の「安心して利用できるきれいな水」について「全地点で水質環境基準を達成する」とあるが、都市部の河川等はかなり汚い方の類型で指定されているが、きれいな方の類型への見直しも行うのか。

事務局：現在類型指定されている水域での平成 16 年度の環境基準達成率は河川では 90%、湖沼では達成できず、海域では 50% であり、これを 100% にしたいということである。類型指定されていない地点については、めざす姿の中の「人と水とがふれあう水辺」の中に含めて考えていきたい。基本的には、類型指定の見直しも行い、その結果全地点で環境基準を達成するということである。

委員：「5 取組の進め方」の「2 流域ごとの重点的な取組」の中で、西三河地域の主な課題の中に「アユの減少」とあるが、矢作川については、最近 2 年間はこれまでにない最多のアユが観測されており、西三河地域全体の課題とみなすことは適切ではないのではないか。

事務局：再度検討する。

委員：「5 取組の進め方」の中で、協議会を設置するとあるが、県としてこういった団体の資金的な支援、活動の指導を行っていくのか。さもないと、協議会を設置しても、作っただけ、あるいは、いずれつぶれてしまう。

事務局：活動の持続性が非常に大切であるということは認識している。また、協議会の組織等はしっかり固めていない。御意見を参考に、協議会の資金面からも検討したい。

委員：「4 水循環再生の取組」の「2 具体的な取組」の「テーマで連携」の中の「海づくり」という言葉について、「まちづくり」などと異なり、海は広大であり、覆砂によるごく一部の浄化能力の回復の例を除けば、ほとんどが人間の手で作り出せるものは無いと思われるため、「海づくり」を「海の保全・再生」に変えた方がよいのではないか。また、「5 取組の進め方」の「2 流域ごとの重点的な取組」の東三河地域の重点的な取組の説明として、「森づくりと海づくりを中心に捉え、効率的で適切な水利用を考慮して取組む」とあるが、河川についての記述がなく、河川については何も取組まなくてよいというような誤解を与える。河川も海も含めた流域一体となった取組であることを書き加えた方がよい。

事務局：該当する部分の表現を再検討したい。

座長：地域での持続的な取組を行政と連携して実施するにあたって、協議会の体制について、これまでの委員の市民団体等での経験の中で感じたことはないか。

委員：協議会のような会は、既存のものが他にもたくさんある。誰がこれらの会をまとめていくのか。事務局がしっかりフォローしていけば継続的な会になると思う。現状で、市町村に水循環再生の取組の話を持っていっても、これは既存のどこそこの会で検討すればよい、ということになりかねない。たとえば、県の事務所が責任をもってフォローする体制にするべき。

座長：責任とインセンティブについて検討する必要があるということだと思う。

委員：構想のめざす姿の中の「安心して利用できるきれいな水」の「生活用水、工業用水、

農業用水などの利用に適したきれいな水を確保する」と「全地点で水質環境基準を達成する」について、もともと環境基準は水を生活用水、工業用水、農業用水に利用するために設定しているもので、とは同じ意味であり、かなり保守的なものである。構想の目標である「人と水との豊かなかわりの回復・創造」という観点からすれば、生態系を保全するために必要な水質、あるいは、人と水とがふれあうために必要な水質を作り上げる、かつ、水質環境基準を達成するのは当たり前だという認識のもとで、強い表現を打ち出すべきである。また、「[4] 水循環再生の取組」の「2 具体的な取組」の中に「テーマで連携」の「農地保全での取組」が書かれているが、農地からの流出負荷の削減という観点からすると東三河地域での取組も必要であると思うが、「[5] 取組の進め方」の「2 流域ごとの重点的な取組」の東三河地域の取組の中に農地保全に関することが書かれていない。東三河地域の特徴には畑作や畜産業が盛んであるとの記述があるため、農地に関する取組も書き加えるべきである。また、畜産排水の流出負荷のことを考えると、東三河地域の象徴的な河川は豊川だけではなく、畜産排水の影響で汚濁している河川なども書き加えて、こういった河川でも取組むようにするべきである。

事務局：めざす姿については再検討したい。東三河地域の重点的な取組は農地や畜産からの流出負荷の低減をもめざした取組となっている。東三河地域の象徴的な河川については書き加えたい。

委員：「[5] 取組の進め方」の「1 協議会の設置」の中で「評価と見直し」ということが書かれているが、この評価は誰が評価するのか。自己評価なのか、外部評価なのか。第3者が評価して、「よくやった」というようなインセンティブを与えるような仕組みにするとはよいのではないか。また、資金面について、県民ヒアリングでも資金調達のために税を導入すべきという意見もあり、また、アンケートでも環境保全のためにいくらか負担してもよいという意見もあった。基本構想の中にこういった資金調達の面での記述を入れることはできないのか。

事務局：評価については、客観的に評価するため、また、対策の効果をより多くの県民にも感じてもらうために、水循環再生指標を作成して、県民と協働でこの指標によるモニタリングを実施し、評価することとしている。しかし、指標の設定の方法が難しく、委員の皆様からの御意見を是非いただきたい。資金面については、活動を永続的なものとするのが重要であることは認識しているので、書き加えて、また御検討いただきたい。

委員：「[5] 取組の進め方」の重点的な取組の中に、県民ヒアリングで意見のあった下水道についての記述がない。また、地域ごとの主な課題から、どのように重点的な取組を引き出したかが見えない。重点的な取組は一言で簡単に言えるものではなく、場所によっていくつかあってもいいし、時間とともに変化するものであるため、急いで方針を決めてしまわない方がよい。「[5] 取組の進め方」の中で、協議会で実施する取組の評価について、行政評価と同様の意味を持つように思う。そこで協議会の事業も行政評価の枠組みで評価されるということになると、どういう成果があり、どういう取組が有効で継続すべきなのかをある一定期間後に自己評価することになると思うが、このままでは何が評価されるべきことなのか分からず、その結果、協議会自体が存続できなくなってしまうのではないか。存続するためには、事業を予算化するべきであり、それが無理だとして

も、どういう効果がある事業なのかを記述しないと、絵に描いた餅になってしまう。

事務局：下水道については記述を検討する。評価の基準については、流域行動計画の中で具体的な数値目標を設定し、客観的に評価するようにしたい。

委員：この水循環再生基本構想は、事業主体の異なる事業を、水を中心にどのようにまとめるのかという役割であると思う。そのため、主体間の情報の共有が重要であり、行政の縦割り解消、つまり水をとおして連携するということが必要であるという県民ヒアリングでの意見があったが、この点が見えてこない。具体的な達成目標や実現可能性が必要だという県民ヒアリングでの意見を取り入れ、このように具体化した案にしたのだと思うが、水質に関する取組については、環境基準達成を目標にしたことは再考する必要があると思うが、その他についてはよくわかる。しかし、例えば「暮らしを支えて流れる水」については、湧水と水害ということになっているが、治水や利水との関係でどういう位置づけにするのか。また、「**5** 取組の進め方」の重点的な取組はひとつの例であるということではないのか。流域協議会を設置して検討するともっといろいろな取組が出てくると思う。ここに書かれていることしかやらないということではないはず。例えば、尾張地域の特徴として、森林や農地面積が減少しているという記述があるが、残り少なくなってしまったものを保全していくという視点もあるはず。また、流域協議会がどういうものなのかわからない。話し合うだけで終わってしまうような感じがする。他の既存の協議会、例えば河川部局の流域委員会などと連携していかなければならない。これらとの情報の共有という点からどういう仕組にすべきかを具体化するべきである。

事務局：情報の共有は重要であると認識し、「**4** 水循環再生の取組」の「**2** 具体的な取組」の「活性化のための取組」の中に情報の共有化を入れている。次年度には広く情報を共有するため、ホームページを立ち上げることにしている。また、流域協議会の運営については、行政として市町村も入る組織としたいと思っており、この協議会で協議したことを翌年度の予算に反映するように予算部局に提案するといったことをしていきたい。

委員：構想のめざす姿の中の「水が育む多様な生態系」の「水辺の生物の種類、生息数を増やす」という記述があるが、ただ種類や数が増えればよいということではない。地域にふさわしい、というような記述が必要ではないか。

委員：県民ヒアリングで12名の方から意見をいただいたのだから、意見を類型化して、構想にどのように盛り込んだのかということ、きちんと整理して明確にする説明責任があるのではないかと。前回検討会の資料では、めざす姿の「暮らしを支えて流れる水」は「安全に暮らせる豊かな水」であったと思うが、安全・安心がベースであり、その上で水利用ということがあるはずであり、今回の「安全に暮らせる豊かな水」のように水利用に限定した表現にするのはいかがなものか。また、「安心して利用できるきれいな水」の目標として、環境基準の達成というものを入れるのがよくないという意見は全くそのとおりだと思う。水が汚れているということは課題であると思うが、環境基準の達成率が低いということは課題ではないのではないかと。また、「**5** 取組の進め方」の地域ごとの象徴的な河川以外の河川はどういう定義なのか。例えば、尾張地域の木曾川、庄内川、日光川は比較的大きな河川だが、五条川は庄内川水系新川の支川であり、分類が入り混じっている。「**2** 流域ごとの重点的な取組」となっているが、地域は流域ではなく、地

域の定義がわからない。大きな河川を象徴的な河川にしたとしても、その他の河川をどう位置づけるのか。県民にとっては家に近い中小河川の方が身近であり、中小河川での取組の方が重要であるように思う。

事務局：県民ヒアリングでの意見に具体的な数値目標を設定すべきであるという意見があったため、環境基準の達成は他のめざす姿とは異なり、具体的な数値で目標を設定できるため、めざす姿の中に取り入れたが、委員の意見を参考に再検討する。

委員：県民ヒアリングで、具体的な数値目標をいつまでに実現するのかということが必要だという意見があった。具体的な数値目標を設定するのは非常に困難だと思うが、やはり、めざす姿の目標の中には具体的な数値目標と、いつまでに、ということを書き入れ、評価を行っていくべきではないか。例えば、環境基準については、海域については現状達成率が50%であるなら、翌年度には %にする、というように具体的数値を入れることによって迫力が違ってくる。

委員：県民ヒアリングでは、下水道について、現状は一括集中処理しているが、点源処理にすべきであるという意見があったが、これについてはどのような取組を行うのか。

事務局：下水道については、地域によって経済的な面からも、効果の面からも最も合理的な方法を検討して計画を立てている。既に下水道を使用している地域で、下水道使用をやめて、浄化槽に転換するということは困難である。県民ヒアリングでの意見は、下水道によって河川の流量が減ってしまうため問題だということであったと思う。そのため、河川を流れる水を増やすために、地下水を環境用水として利用するという構想に盛り込んでいる。

委員：「**5** 取組の進め方」で、協議会を設置するという事はひとつの手法論であると思うが、この協議会の運営について、連携をしていくための具体的なドライビングフォースのようなものが必要であると思う。そうでなければ箱ものを作っただけになる可能性が高い。連携や協働するといった言葉は簡単に書けるが、実際に実行していくための手段や手法を具体的に記述するべきである。さらに取組を実施し評価を行うPDCAサイクルを回すということが書かれているが、外部からの協議会に対する評価も加えるべきである。また、流域協議会の上部機関を設置するという事だったと思うが、この協議会と上部機関との位置づけについても明確にすべきである。「**2** 流域ごとの重点的な取組」について、10年後にめざす姿のようになるというのはもちろんだが、3~5年後の直近にめざすべき姿も各取組の中に書き込んでいくべきではないか。地域ごとの課題の中には、緊急に取組まなければならないもの、長期的に取組んでいくものなどがあり、分けて実施していく必要があると思われる。地域で特性を持っている課題は地域での連携・協働によって解決するというのが近道であると思う。そのためにも、緊急性のある課題を抽出して、その解決のために重点的に予算をつけるというようなことと、幅広く長期的に将来像に向かって取組んでいくということを行っていかねば協議会は持続しないと思う。

座長：この構想は、生活者である県民の視点から水との豊かなかわりあいを持つということに重点を置いて作成したものだが、愛知県として水資源、水利用、水環境をどうするかといった鳥瞰的な視点もいれるべきではないか。また、他の部局との調整は行ってい

ると思うが、環境部局以外の部局が守りに回っているように感じる。農業と水環境、ものづくりと水環境、水利と水環境など、各部局でそれぞれランドデザインを持っていると思うが、守りではなく、積極的に環境との調和を図っていくという県としての姿勢を出していくべきではないか。まちづくりでの取組については、まちづくりは本来どうあるべきかといったことも示すべきであるが、取組として透水性舗装の推進というように矮小化されてしまっている。どういう方向をめざしているのかといったことを明確にするべきである。

委員：環境部は各部局の調整役であると思うが、実際調整するのは難しいと思う。庁内に環境会議といったものを設置し、そのトップを知事とし、知事がトップダウンで命令を下せるような勢いが必要ではないか。

委員：水文化に関しては昔から地域に残っているものがあり、これが今後重要なものになるというように思う。古典に帰ることも必要ではないか。

### (3)その他

今後のスケジュールについて、1月にパブリックコメントを実施し、2月に第4回検討会を開催予定。